

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第102号

売電収入でローンが払える!?太陽光発電システムの契約に注意!

ソーラーシステムの普及に伴い、トラブルの相談も増加しています。なかでも、太陽光発電システムは、消費者の環境意識の高まり、余剰電力の買い取り制度等により注目されていますが、勧誘時に説明を受けた発電量にならない等のトラブルが寄せられており、システム導入の際には、よく検討することが大切です。

【県内事例①】

2年前に知人の紹介で、太陽光発電設備を契約した。契約時にもらった発電シミュレーションでは、設備費用のローン代金は、月々の売電収入で賄えるとの説明を受けていたが、実際には説明通りの発電量はなく、ローンの支払いが困難。事業者に苦情を伝えたが、「発電設備に問題はない」と高圧的な態度で、対応に不満がある。

(70代 男性)

【県内事例②】

訪問販売業者から、太陽光発電設備を設置したら、売電収入でローンが賄えると勧誘され契約したが、思ったより売電収入が少ない。今もローンの支払いの方が売電収入より高く、今後の支払いが不安になっている。

(40代 男性)

アドバイス

- 1、 太陽光発電に関する相談では、契約時の説明通りの発電量にならない等の相談が目立ちます。事業者の説明を鵜呑みにせず、発電量や売電量の目安など、自分でも情報収集をしましょう。
- 2、 複数の事業者から見積りを取り、事業者の対応を含めて比較し、納得できる事業者と契約するようにしましょう。
- 3、 「今なら値引きする」などと言って契約を急がせたり、サービスとして家電製品をつけてお得感を強調するなど、冷静に検討できないまま契約してしまうケースも見られます。勧誘されて即契約するのは避けましょう。
- 4、 訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフが可能です。
- 5、 トラブルにあったら消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999